

熊本市「土木工事における週休2日試行工事」Q&A

黒字：質問、赤字：回答

【対象工事について】

1. 要領第2条に対象工事から除く工事の記載があり、「②緊急を要する工事」と示されていますが、具体的にどのような工事を指しますか？

緊急工事（5号随意契約）のことを指します。

2. 要領にある対象工事以外でも週休2日試行工事を実施することは可能ですか？

対象工事（熊本市が発注する土木工事（土木工事標準積算基準書に基づく工事）のうち、設計金額が5,000万円以上の工事）以外でも、受注者が契約後速やかに、「週休2日試行工事」実施の意向を示し、監督員と協議することで、本要領の内容を実施することが可能です。ただし、その場合、工事成績評定の評価は行えますが、間接工事費の補正は行えません。

【工期について】

1. 週休2日の実施により工事が遅れた場合、工期延期できますか？

週休2日試行工事は、「土木工事における適切な工期設定マニュアル」に基づき、週休2日を見込んだ工期を設定しており、週休2日の実施を理由とした工期延期は認められません。受注者は、十分な検討を行ったうえで、試行を受諾（休日取得を計画）する必要があります。

【適用期間について】

1. 工事着手日とは具体的にどの日を指しますか。

土木工事共通仕様書1-1-11「受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事開始日以降30日以内に着手しなければならない。」とあり、この着手した日を指します。

また、土木工事共通仕様書1-1-2 34「工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。」とあります。

2. 工事完成日とは具体的にどの日を指しますか？

土木工事共通仕様書1-1-24 1「受注者は、契約約款第31条の規定に基づき、工事完成届を監督職員に提出しなければならない。」とあり、この通知した日を指します。

3. 対象期間から除外される年末年始6日間、夏季休暇3日間とは具体的にいつのことですか？

年末年始6日間は12月29日～1月3日、夏季休暇3日間は8月13日～8月15日としています。

4. 4週8休ではなく、4週6休を目指してもよいですか？

4週6休、4週7休でも問題ありません。ただし、変更契約時の間接工事費等の補正率や、工事成績評定における評価に違いが生じます。

【休日（現場閉所）について】

1. 休日とは、現場での作業を休止することですか？

休日とは「現場閉所」であり、一日を通して現場や現場事務所が閉所（作業を一切行わないこと）された状態を指します。ただし、以下の作業は現場での作業に該当しません。

- ・コンクリート養生、レイタンス除去作業等（品質確保上最低限の作業）
- ・立入禁止柵の設置、飛散対策等の第三者災害の防止作業
- ・安全パトロール、保守点検
- ・見学会、地元協議対応
- ・交通誘導警備
- ・その他、受発注者の協議により必要と認められた作業

2. 休日は、受注会社が携わる全ての現場の閉所を指すのですか？

現場単位での閉所を指します。

3. 天候不良が予想されて前日など事前にA現場を休工とした場合、該当する作業員が、他のB現場にて従事をした場合にも、A現場は閉所日として扱われる解釈してよいでしょうか？

A現場とB現場が異なる契約による工事の場合、A現場は現場閉所していることから、休日（現場閉所）として扱います。

ただし、A現場とB現場が同じ契約による工事（施工箇所が点在する工事）の場合、全施工箇所を同日で現場閉所を行うことを基本と考え、休日（現場閉所）として扱いません。

4. 午後のみ休工、又は午前のみ休工とした場合、0.5日閉所として扱われますか？また、月曜日午後及び火曜日午前等、連続した半日単位で現場閉所を計画した場合、合わせて1日閉所として扱われますか？

原則として、1日単位で実施の可否を確認するものであり、0.5日閉所は扱いません。例えば、月曜午後から火曜午前の連続した現場閉所については、一

一般的に両日とも出勤日として扱うと考えるため閉所日として扱いません。

月曜日		火曜日	
午前	午後	午前	午後
施工 0.5日	休工 0.5日	休工 0.5日	施工 0.5日
24時間以上休工			
稼働日扱い		稼働日扱い	

※上記の場合、月曜日・火曜日ともに『出勤』するため、
24時間以上の連続した休工を行っても閉所日ではない。

5. 土日を基本に休日（現場閉所）とするのでしょうか
曜日にこだわる必要はありません。
6. 作業予定日が雨天や台風等で中止となった場合、休日（現場閉所）とみなされますか？
1日を通して現場閉所とした場合は、休日（現場閉所）扱いとします。
7. 祝日を休工とした場合、休日（現場閉所日）として計上しても良いですか？
休日と定めた曜日以外で祝日等を休日（現場閉所日）とした場合は休日として計上できます。
8. 作業予定日を雨天や台風等で休日（現場閉所）とする場合、当日の判断でもよいですか？
当日の朝の判断でも構いません。一日を通して現場閉所できた場合は現場閉所率に算定できます。
9. 前日に施工可能と判断し、朝8時に作業員等が現場に集合したが、天気予報が外れ、現場での施工を断念することになり、現場代理人を始め、作業員等を解散した場合は、現場閉所として扱われますか？
作業開始時間前に作業員等が集合したが、作業をせずに解散した場合、現場での作業には該当せず、現場閉所日数に含めるものとします。
10. 年末年始及び夏季休暇の前後に、集中して現場閉所を実施した場合は、現場閉所日数として扱われますか？仮に年末年始8日間と夏季休暇5日間とした場合、どちらも2日間は現場閉所として扱われますか？
対象期間には、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、余裕期間を設定した工事における余裕期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まないことになってい

ます。

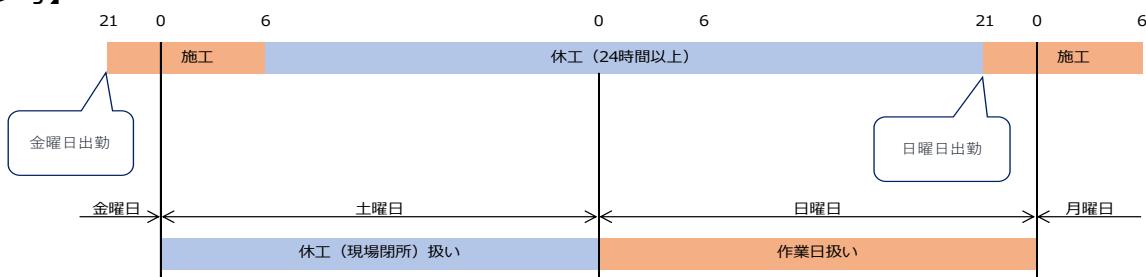
質問のように、対象期間の除外規定以外に現場閉所した2日間は、対象期間に該当するため、どちらも休日（現場閉所）として扱います。

1 1．夜間作業における現場閉所の取り扱いはどのようになりますか？

仮に、金曜日21：00から土曜日6：00まで施工し、次に日曜日21：00から月曜日6：00まで施工した場合、1日閉所として扱われますか？

金曜日21：00から土曜日6：00の施工は、一般的に金曜（夜間）出勤であり、土曜日出勤とは考えません。また、日曜日21：00から月曜日6：00についても同様に日曜（夜間）出勤となります。よって、その間に挟まれた土曜については24時間以上休工を確保しており、現場閉所としての取り扱い可能です。

【参考】



1 2．計画当初、土日閉所で4週8休を行っていたが工事終盤に降雨、降雪、強風により作業不可能日が続いた場合、工期の延長は認められるのですか。

通常想定される気象条件による不稼働日は雨休率として工期に含まれるため、工期の延長は認められません。

1 3．現場の閉所の達成状況に応じ、労務費や機械経費を補正する」と記載されていますが、「防護柵設置工」などの【市場単価】および「区画線工」などの【土木工事標準単価】は、いずれも材工共もしくは手間のみとなっており、どのように補正されるのでしょうか？

労務費分が明らかとなっていない市場単価等については補正の対象となりません。

また、土木工事標準単価については機械・労務・材料の価格変動に影響するものであり、調査会で週休2日補正した単価を公表していることから補正の対象となります。

【現場閉所率について】

1．試行実施要領 第7条 表1の、現場閉所率の考え方を教えて下さい。

現場閉所日の総日数から、対象外期間（年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、余裕期間を設定した工事

における余裕期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間)における現場閉所日の日数を引いた日数を、工事の着手日から工事完成日までの日数で割った率が現場閉所率となります。なお、現場閉所率は、少数第2位以下切り捨てとします。

(例) 工事着手日 12月1日、工事完成日 3月20日
(年末年始休暇12/29～1/3 6日間)
対象期間：111日(31+31+29+20日)－6日(年末年始)=105日
現場閉所日数：30日(7+8+9+6日)
 $30\text{日} \div 105\text{日} = 28.5\% \geq 28.5\% \text{ (現場閉所率)}$
 $\Rightarrow 4 \text{週} 8 \text{休達成}$

2. 現場閉所率の算定において、祝日・夏季休暇・年末年始はどのように取扱えばよいですか？

- ・「夏季休暇3日間」及び「年末年始6日間」
現場閉所率の算定期間（算定期間となる工事着手から工事完成までの日数）の対象に含みません。算定期間の分母、分子から除外して現場閉所率を算定します。
- ・「祝日」
現場閉所率の算定期間（分母）の対象となります。現場閉所した場合は分子にカウントして現場閉所率を算定します。

3. 監督員はどのように現場閉所を確認するのですか？

監督員は、受注者が作成した「休日（現場閉所）取得計画実績表」により確認します。「休日（現場閉所）取得計画実績表」は、毎月、監督員に提出する必要がありますが、月ごとの現場閉所率を算出する必要はありません。

4. 5月の大型連休の現場閉所は、現場閉所率の算定期間に含みますか？

大型連休は「祝日」にあたりますので、算定期間（分母）の対象となります。
現場閉所した場合は分子にカウントして現場閉所率を算定します

5. 計画していた「夏季休暇」や「年末年始」に作業を行った場合、どのように現場閉所率を算定すればよいですか？

「夏季休暇」は3日間、「年末年始」は6日間になるよう、別の日に休日（現場閉所）を確保する必要があります。その場合、休日計画日の変更とみなし、現場閉所率を算定します。

6. 現場閉所率は月当たりで計算する必要がありますか？

工事着手日から完成日までの対象期間で計算しますので、月当たりの算定は必要ありません。

7. 休工日が天候により4週間のうち1週目は0日、2週目は3日、3週目は2日、4週目は3日休んだ場合、4週8休が達成できたと考えて良いのでしょうか？また、これは月単位で整理することになりますか？

週により現場閉所日数が変動してもかまいません。工事着手日から工事完成日までの対象期間で現場閉所率を整理することとなります。

また、毎月の現場閉所率が所定の数値を上回る必要はありませんが、工期始めや工期末等にまとめて休日を取得することの無いよう、毎月平均した現場閉所率となるよう指導してください。

【変更契約について】

1. 変更契約で間接費を補正する場合、どの時点で週休2日実施の可否を判断すればよいですか。

最終変更の協議時点で、それまでの実績を踏まえ達成見込みを判断します。ただし、最終変更後、工事完成日までに所定の現場閉所率を下回らないよう注意してください。

2. 最終変更契約後に現場閉所率が契約内容を下回った場合（見込み含む）は、どうすればよいですか？

間接工事費等の補正率が変わりますので、契約を変更する必要があります。受注者は、発注者に対して速やかに変更を申し出る必要があります。

3. 計画の休日（現場閉所）より多く休日取得を達成できた場合、間接工事費等の補正はどうなりますか。

達成状況に応じて、間接工事費等の補正を行います。例えば、計画では4週6休であったが、実際は4週7休が達成できた場合は、4週7休で間接工事費等の補正を行います。

4. 当初、4週8休の週休2日試行工事の実施を意向していたが、達成が困難と思われる場合は、当初の現場閉所計画時点から4週6, 7休の計画または週休2日試行工事を実施しないと計画変更としても良いですか？

受注者希望方式における現場閉所計画について、当初4週8休で計画していたものを、監督員と協議を行うことで4週7休・6休へ変更することができます。また、対象期間の途中で週休2日試行工事を行わないと計画変更することも可能ですが、その場合は間接工事費の補正は行いません。

【工事成績評定について】

1. 工事成績評定では、最大何点の加点がありますか

週休 2 日が達成された場合は、最大で 2. 4 点の加点となります。なお、週休 2 日が実施されなくとも減点にはなりません。

2. 計画の休日（現場閉所）より多く休日取得を達成できた場合は、評価の対象になりますか？

達成状況に応じて評価します。例えば、計画では 4 週 6 休であったが、実際は 4 週 8 休が達成できた場合は、4 週 8 休で工事成績評定の評価をします。

3. 試行対象工事以外で休日を確保した場合、工事成績評定での評価対象になりますか？

試行工事同様、評価の対象になります。その場合、休日（現場閉所）の確認は、試行工事と同じく「休日（現場閉所）取得計画表」（別紙 2）で行います。

【その他】

1. 看板等による表示は要領の別紙 3 以外でもよいですか？

看板等で掲示することにより、現場周辺へ「宣言」するためのものであり、要領の別紙 3 以外でも構いません。